

案 A 2 判定の結節と嚢胞を以下のように分けて結果通知を行う

A 2 結節疑い（5 mm以下の結節）

5mm以下の結節を疑わせる病変を認めます。

5mm以下の結節（しこり）は非常に小さいため、嚢胞（液体の入った袋のようなもの）と厳密に区別することは難しいことがあります。結節（しこり）であったとしても、5mm以下であれば、長期間の経過観察によっても増大することはまれであり、細胞診を行う必要はないとされています。このため、次回の甲状腺検査を受けていただくことで十分と考えられますが、万が一、甲状腺の部位にしこりが触れたり、甲状腺の部位が急速に大きくなるような場合には、医療機関を受診されることをお勧めします。

A 2 嚢胞（20 mm以下の嚢胞）

20mm以下の嚢胞（液体の入った袋のようなもの）を認めます。

嚢胞は中に液体の入った袋のようなものであり、結節（しこり）とは異なります。20mm以下の嚢胞では、二次検査の必要はないとされていますので、次回の甲状腺検診を受けていただくことで十分です。まれに液体成分が増加して嚢胞が大きくなる場合には、嚢胞中の液体を抜く場合があります。甲状腺の部位が急に腫れてくるような場合には、医療機関を受診することをお勧めします。

要検討事項

- ・結節と嚢胞の両者を認める場合には両者を記載する。
- ・大きさを記載するかどうかの検討が必要
- ・写真がほしいと言われた場合の対応